

○八千代市ふるさと応援基金条例

平成29年3月24日

条例第3号

(設置)

第1条 ふるさと納税寄附金（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄附金控除制度を活用して本市に寄附された寄附金をいう。以下「寄附金」という。）を必要な事業の財源に充てるため、八千代市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の対象事業)

第2条 寄附金を財源に充てる事業は、別表のとおりとする。

2 市長は、前項に規定する事業のほか、寄附金を財源に充てる事業を定めることができる。

(事業の指定等)

第3条 寄附者は、寄附を行うに当たり、前条に規定する事業のうちから自ら寄附金をその財源に充てることについて希望する事業を指定することができる。

2 寄附者が寄附金の使途の指定を行わない場合の寄附金の使途については、市長が指定するものとする。

(積立て)

第4条 基金として積み立てる金額は、寄附金の額とする。

2 市長は、特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、寄附金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、これを基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率

を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第8条 基金は、第2条に規定する事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年条例第4号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第2条第1項)

(令3条例4・全改)

| 事業                        | 内容   |
|---------------------------|--|
| ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり | 子育て支援, 障害者支援, 高齢者支援, 保健, 医療, 社会保険に関する事業その他の本市の福祉を充実させるための事業              |
| 豊かな心と文化を育むまちづくり           | 教育, 生涯学習, 文化, スポーツ, レクリエーションに関する事業その他の本市の教育, 文化等の発展を促すための事業              |
| 安心・安全に暮らせるまちづくり           | 市民相談, 消費生活, 防災, 交通安全, 防犯, 上下水道に関する事業その他の本市での安心安全な暮らしを守るための事業             |
| 快適で環境にやさしいまちづくり           | 市街地及び住環境の整備, 交通及び道路環境の整備, 環境保全, 一般廃棄物に関する事業その他の本市の住環境等を維持し, 又は向上させるための事業 |
| 産業が元気なまちづくり               | 農業, 商工業, 労働環境に関する事業その他の本市の産業を維持し, 又は活性化させるための事業                          |